

○避雷設備の日本産業規格に関する告示

平成4年10月1日消防告示第2号

改正

平成24年11月30日消防告示第3号

令和元年6月26日消防告示第1号

令和7年4月1日消防告示第2号

池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）第16条第1項の規定に基づき、避雷設備の日本産業規格（以下「JIS」という。）を次のとおり指定する。

JIS Z 9290-3

（雷保護―第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）

附 則

この告示は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日消防告示第3号）

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日消防告示第1号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日消防告示第2号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に設置されている避雷設備又は令和8年3月31日までにその工事に着手する避雷設備のうち、この告示による改正後の避雷設備の日本産業規格に関する告示に規定する日本産業規格に適合しないものについては、同告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

池田市消防告示第 2 号

避雷設備の日本産業規格に関する告示（平成 4 年池田市消防告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

池田市消防長 小 泉 剛

本文中「J I S A 4201-2003（建築物等の雷保護）」を「J I S Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置されている避雷設備又は令和 8 年 3 月 3 1 日までにその工事に着手する避雷設備のうち、この告示による改正後の避雷設備の日本産業規格に関する告示に規定する日本産業規格に適合しないものについては、同告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。